

なりすまし判定技術 SDK

第三者利用に関する規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社スワローインキュベート（以下「当社」といいます。）が提供する「なりすまし判定技術 SDK」（以下「本ソフトウェア」といいます。）のライセンスに関する条件を定めるものであり、本ソフトウェアの申込者（以下「申込者」といいます。）が、申込者から委託を受けた本ソフトウェアの開発に携わる第三者（以下「共同利用先」といいます。）と共同で、本ソフトウェアを利用しようとする場合に適用されます。本ソフトウェアを利用する前に、本規約をよくお読みください。

第1条

申込者は、当社の定める申込方法によって申し込みを行い、当社が承諾をした場合に限り、本ソフトウェアの導入を目的とした用途においてのみ、共同利用先についても、本ソフトウェアを共同利用させることができるものとします。

第2条

申込者は、本ソフトウェアを共同利用先にも利用させる場合は、共同利用先への開示に先立ち、当社が指定した本ソフトウェアの利用申込みに紐づく利用規約等の全条文とそれぞれ同等の義務を、共同利用先にも遵守させるものとします。

第3条

当社及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2021年12月01日制定】

株式会社スワローインキュベート